法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 6

2013 年 12 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 祐司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■ 法と人間科学支援室からのお知らせ ---------- 1

H25 年度模擬裁判 と 法と人間科学合宿、犯罪学セミナー開催のお知らせ

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2

「富山事件を通じて学んだこと」

九州大学　箱田 裕司

■ 研究アゴラ ---------- 3

論文紹介

「裁判員制度における書証の新たな提示方法：KTH CUBE システム」

立命館大学　山田 早紀・佐藤 達哉

巻頭歳時記

札幌は、もうすぐ雪の季節です。長い冬は少し気重ですが、枯れ木についた雪の花は格別に美しいものです。

秋は、領域の活動は盛んに展開し、9 月は、「第 1 回 目撃証言心理専門家養成セミナー」が北大キャンパスにて開催され、10 月は、当領域の中間評価があり身の引き締まるような結果である一方、今後の領域活動へのよい示唆となりました。11 月は、「東京法と心理研究会」が立ち上がり、発足の第 1 回目では若手を中心とした発表や全体の活発な討議と好調なスタートを切りました。来年の 3 月には、下記にお知らせするとおり模擬裁判、領域合宿・研究報告会、犯罪学リテラシー研修など大きなイベントが続きます。ご参加、ご協力の程よろしくお願いします。（支援室・高橋）

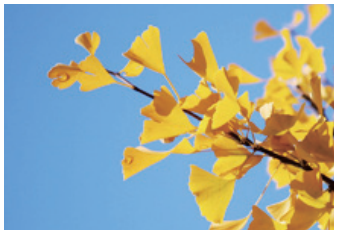

法と人間科学・総括班からのお知らせ

■ 3 月の領域イベントのご案内

※以下、ご案内のメールアドレスは、＊を＠に換えてご利用下さい。

2014 年 3 月に、領域の重点的な研究活動である模擬裁判を行います。それに併せて、同会場校にて領域合宿（討議会と研究報告会）を実施いたします。さらに、模擬裁判の翌日より、犯罪学セミナーを京都にて実施いたします。それぞれの概要について下記の通りご案内いたします。合宿については 3 ページをご覧下さい。

● 模擬裁判のご案内 と裁判員の募集

～模擬裁判に参加してみませんか～

「法と人間科学」では、「裁判員の心理」に関する研究のために模擬裁判員として模擬裁判に参加してくださる方を募集しています。裁判員制度や裁判に関心のある方は、ぜひご応募ください。
詳しいご案内は、法と人間科学 HP をご覧下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/427/

■ **日時：2014 年 3 月 2 日（日）** 13:00 ～ 17:00

■ **場所：慶應大学 三田キャンパス**（東京都港区三田 2-15-45）
最寄り駅：JR「田町」、都営浅草線・三田線「三田」、都営大江戸線「赤羽橋」
アクセス：http://www.keio.ac.jp/ja/access/mita.html

・**応募資格：国政選挙権をお持ちの方（司法関係者を除く）**

・**謝礼：5,000 円**

●お願いすること：殺人事件に関する模擬裁判を録画した約 90 分のビデオを視聴していただき、裁判長役の進行の下、90 分ほど議論をしていただき、有罪無罪、および量刑について結論を出していただきます。議論の様子は録音、録画させていただき、分析の対象とさせていただきます。また、個人のお考えについてアンケートにお答えいただきます。

●個人情報の保護などについて：データは個人を特定できる情報を除いた形で記録され、参加いただく方のプライバシーは完全に守られます。録画も必要に応じて顔が映らないなどの配慮をします。
録音、録画は限られた研究者以外は見ることができないようにします。

【申し込み方法】
参加を希望される方は、**住所・氏名・年齢・職業** を明記の上、下記まで往復はがきでお申し込みください。こちらから改めてご案内を差し上げます。
（**1 月 17 日締め切り**。なお、申し込みが定員を上回った場合には、抽選とさせていただきます。）

●申し込み・問い合わせ先：
〒 108-8345　東京都港区三田 2-15-45
慶應義塾大学・文学部　伊東 裕司
（Tel：03-5427-1431, Email：yitoh ＊ flet.keio.ac.jp）

● 犯罪学リテラシー研修のご案内

～あなたも、犯罪学をやってみませんか？～
Training Course for Criminology: Shall we learn criminoligy?

犯罪学を学びたいという学生から実務家や研究者まで、幅広い層を対象とした画期的な研修です。この機会をお見逃し無くご参加下さい。
詳しい内容は、法と人間科学 HP をご参照下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/429/

■ **日時：2014 年 3 月 3 日（月）** 13:00 ～ 18:00
2014 年 3 月 4 日（火） 9:30 ～ 17:30

■ **場所：龍谷大学・深草学舎・紫光館・至心館**

・対象：関連分野の研究者、実務家、学生など

※インテンシブな研修なので、人数に限りがあります。お断りすることもありますので、早めにお申し込み下さい。

● 1 日目

・石塚伸一「企画の趣旨」
【犯罪学における調査方法論
Introduction to the Research Methodology in Criminopogy 】
浜井　浩一「ランダムサンプリングと標本調査」
津島　昌憲「回帰分析」

● 2 日目

【犯罪・非行の調査研究 How to Research Crime and Delinquency 】
津富　宏「エビデンスとキャンベル共同計画」
上田　光明「犯罪学理論の検証：セルフコントロール理論・権力統制理論」
島田　貴仁「防犯対策の検証：犯罪リスク・防犯活動の実証研究」
・修了式

【申し込み方法】
●インターネットから：　http://rcrc.ryukoku.ac.jp/
①矯正・保護総合センターのホームページ（http://rcrc.ryukoku.ac.jp/）上部にある「お申し込み」ボタンをクリックしてください。
②「お申し込み」フォームの必要事項（お名前・住所・メールアドレスなど）を入力した後、送信ボタンをクリックしてください。登録されたメールアドレスに受付完了メールを返信いたします。
● FAX から：　案内チラシに添付された参加申込書にご記入の上、FAX：075-645-2632 に送信してください。

実務家と研究者のクロスセクション

富山事件を通じて学んだこと

九州大学大学院人間環境学研究院　箱田 裕司

2013 年 10 月 12 － 13 日に九州大学において第 14 回法と心理学会大会が開催された。その折、私はシンポジウム会場で久しぶりに、東大井内ゲバ事件（通称、富山事件：1974 年 10 月 3 日発生）で逮捕され、一審無罪、二審逆転有罪、上告棄却という経過を辿り、10 年間服役し 1995 年に出所した T 氏に会った。事件から 39 年経ち、出所してからも 20 年近くになるのに、まだ自分の無実を晴らすべく努力している彼を見て、この事件の裁判にからむ様々なことを想起した。

千葉大学教養部の私の研究室を富山事件の弁護団の方々が数人で尋ねてこられたのは 1985 年 12 月のことであった。それまで、記憶の基礎研究しかしてこなかった私にとって、殺人事件の弁護団からの鑑定書作成の依頼は初めてであり、たいへん緊張するものであった。この数日前、以前千葉大学におられた著名な先生から電話があり、「君を紹介しておいた。・・・もちろん断ってもいい」といった電話があり、どうすべきか戸惑いながら、この時を迎えていた。鉄棒で反対セクトの活動員を撲殺するという凄惨な内ゲバ事件であることから、直ちに引き受けることに躊躇したが、一方では「記憶研究は現実の社会で起こる問題の解決に顔をそむけていいのか、自分のやっている研究は社会では役に立たないものなのか」という声が心の中から湧きあがっていた。

弁護士の一人が「事件について全く知らない事務所員が、事件の概要について簡単な説明を聞いただけで、被告の写真を選ぶんですよ。そこには犯人らしさといった暗示性があるんではないですか。それをちゃんと調べてほしい」ということを言われて、この事件の鑑定を引き受けることにした。この事件は、写真の有する犯人暗示性だけでなく、実に多くの心理学的問題を含んでいた。一人の指揮者と 3 人の実行犯が、白昼堂々と鉄棒をふるって被害者を撲殺したという凄惨な事件であるということ、実行犯でなく離れた所に立っていた指揮者が被告人であるかどうかが争点であったことだけでも、いくつかの問題点が浮かび上がる。写真面割に使用された被告の写真がいかにも内ゲバの指揮者を思わせる風貌であったということ、鉄棒という凶器を使っての撲殺という凄惨な場面が引き起こす**情動的ストレス下の認知**であるということ、しかも被告は撲殺現場から離れた所に立っていた人物であること、**複数犯**による事件であること、証拠として有力な目撃者の一人の視力がよくて右眼 0.4、左眼 0.2 であったことなどがあり、これを一つずつ実験的に検討していった。

事件を知らない大学生を対象に、事件の概要について簡単に説明し、写真面割帳で犯人を選んでもらったところ、（与える教示によって若干の変動はあるが）常に富山被告の写真が、あるときは（他の人物と共に）一番に、またあるときは 2 番目に多く選ばれた。富山被告の写真はこの事件の犯人暗示性を持っていることを示すことができた。また、この事件をプロの俳優に再現してもらいそれを録画し、その録画を事件について知らない人に見せて、一人の指揮者、三人の実行犯を、同じ服装をした人物たちの写真帳から選んでもらうと、登場人物の役割の取り違えが起こること、殴打犯であった人物を指揮者と間違えたり、被害者を殴打犯と間違えるという混同誤答が少なからず認められた。さらに、ストレス下の認知では私たちが正確に認知できる視野（有効視野）が狭まり視野の周辺にある事物の認知が低下することなどを実験的に明らかにした。

この鑑定を通じて刑事司法の現場を垣間見ることにより、心理学のどのような問題が未解決で重要なものであり、解決を求められているのかを考える貴重な機会を与えられた。

研究アゴラ

研究紹介

裁判員制度における書証の新たな提示方法：KTH CUBE システム

「三次元 TEM の可能性――供述分析」（2012）.
安田裕子・サトウタツヤ（編）
『TEM でわかる人生の径路――質的研究の新展開』
誠信書房，pp. 178-188.

日本学術振興会；立命館大学　博士課程　山田 早紀
立命館大学　教授　サトウ タツヤ

2009 年から日本で始まった裁判員制度は、今年 2013 年で 4 年が経ちました。制度の施行直後はうまくいっているようでした。しかし昨年、最高裁判所から出された「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（以下、報告書）では、裁判員経験者が「審理の理解しやすさ」について「理解しやすかった」と答える割合が徐々に低下していることが明らかになっており、裁判員制度の運用上の問題が指摘されています。

報告書によると自白事件では公判の全期間中、供述調書など書証の朗読に 1 時間以上を要しているというデータも出ています（最高裁判所，2012）。あまりにも長い書証の朗読は、裁判員の負担になるだけでなく、「審理の理解しやすさ」を低下させています（もちろん、書証は裁判員にとって審理のために必要な情報ですが）。また、公判で 1 つの事象について提示される証拠は、時として多岐にわたります。被告人や被害者、目撃者など複数の人の視点から語られるからです。複数の情報源をもつ情報なのですから仕方のない側面はありますが、複雑なものを理解するための認知的支援が必要なのではないでしょうか。

裁判員の方々が十分な判断材料を獲得するには、複数の情報源から発信される情報を整理し、十分な量の情報を提示する必要があります。裁判員がこうした情報をしっかり吟味する機会があってこそ初めて公正な裁判が実現するのではないかと私たちは考えています。

KTH CUBE システム（以下、KTH）とは、そうしたニーズにこたえようとするもので、書証、特に複数の情報源をもつ供述調書を裁判員らに提示するためのシステムです。KTH では、まず浜田（Hamada）式供述分析の手法を用いて供述調書を読み込むことで裁判の争点となっている項目を整理します。つぎに、複線径路等至性モデル（Trajectory Equifinallity Model; TEM）を用いて被告人・弁護人側と検察官側の主張の対立軸を事件の流れに沿って視覚化し、その対立項目一つ一つについて事件の関係者がどのように供述していたのかについて整理します。その後、KACHINA CUBE システム（三次元空間へ、地域の歴史や文化に関する断片的な語りを蓄積するツール）を用いて、供述調書が録取された時間順にそれぞれの供述内容を積み上げます（以上の 3 つの手順の頭文字をとって KTH CUBE システムと呼んでいます）。この KTH を用いて供述調書を提示することで、供述が変遷していることや変わらないことが明示されますし、供述されない項目があることを視覚的に示すことができるようになりました。

裁判員裁判での KTH の活用は、その実用性についての検証だけでなく、利用方法についてもさらなる議論が必要ですが、既に再審事件での供述調書の検証の場では一定の評価を得つつあります。書証の新たな提示方法として KTH を活用できるよう、今後も検討を続けていきます。

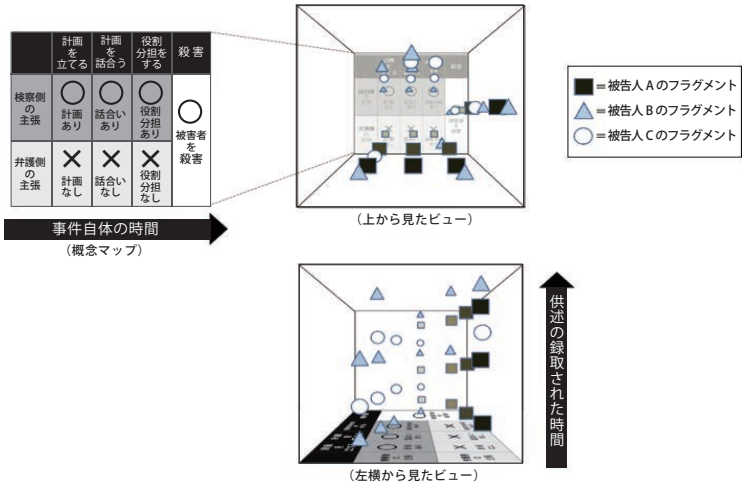

図　KTH の概念マップとキューブを上と左横から見たビュー

領域合宿：討議会と研究報告会のご案内

本年度も領域合宿では、討議会と研究報告会を実施いたします。貴重な有機的交流の機会に、領域研究に関わる若手研究者も **”奮って”ご参加ください（応募締め切り：12 月 27 日（金））。**

■ **日時：2014 年 3 月 1（土）午後**　グループ討議・懇親会
2014 年 3 月 2（日）午前　研究成果報告

■ **場所：慶應大学 三田キャンパス**（東京都港区三田 2-15-45）

・**対象：**領域メンバーおよび領域に関連する研究者・学生（定員 50 名）

※応募方法：メールでご案内した指定の応募フォームに必要事項を記入の上、研究班毎にまとめて、法と人間科学支援室まで下記メールアドレスにお申し込み下さい。

＜申込み・問合せ先＞

〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912

※メールアドレスは、＊を＠に換えてご利用下さい。

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 7

2014 年 3 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■ 法と人間科学支援室からのお知らせと HP 情報インデックス ---------- 1

■ 実務家と研究者のクロスセクション
「実務と学術の融合？あるいは役割分担・相互作用？」 ---------- 2
北海道大学　緑　大輔

■ 研究アゴラ ---------- 3
論文紹介
「裁判員裁判における量刑判断」
北海道大学　城下　裕二

巻頭歳時記

本州はすっかり春めき、桜が待ち遠し季節、入学試験や卒業式など慌ただしい季節ですね。一方の札幌は、春の嵐か大雪が到来です。3 月は法と人間科学のイベントも大変賑わい、実務家研修、模擬裁判、犯罪学リテラシー研修会、長谷川班による公開シンポジウム、法と人間科学メンバー・関係者向けの合宿（通い形式）が開催されました。これ以外にも、定例の札幌法と心理研究会も月に 1 度開催され、活発な研究交流が行われています。ホームページにも随時開催をご案内しておりますので、ご参加下さい。ご参加の際には支援室にご一報くだされば幸いです。11 月に始動した東京法と心理研究会も随時開催のお知らせを HP にご案内いたしますので、ご注目下さい。（支援室・高橋）

法と人間科学支援室と HP 情報インデックス

■ 支援室からのお知らせ

● 3 月～ 6 月の学会情報

■ 3 月 21 ～ 23 日　日本発達心理学会 第 25 回大会
[京都大学 , 百周年記念館および吉田南キャンパス]

■ 3 月 27 ～ 30 日　American College of Forensic Psychology. 30th Annual Symposium in Forensic Psychology
[San Diego, U.S.A.]

■ 5 月 10 日～ 11 日　日本法社会学 2014 年度学術大会 [大阪大学]

■ 5 月 29 ～ 6 月 1 日　50th Annual Meeting of the Law and Society Association [Minneapolis, U.S.A.]

■ 6 月 2 ～ 3 日　7th Annual Masterclass 2014 of the International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG)
[University of Lausanne, Switzerland]

■ 6 月 4 ～ 6 日　7th Annual Conference 2014 of the International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG)
[University of Lausanne, Switzerland]

■ 6 月 4 ～ 8 日　33rd Annual ASTC (American Society of Trial Consultants) Conference in 2014 [Asheville, U.S.A.]

■ 6 月 14 日　日本被害者学会第 25 回学術大会 [京都産業大学]

■ 6 月 19 ～ 22 日　14th Annual Meeting of the International Association of Forensic Mental Health Services
[Tronto, Canada]

■ 6 月 28 ～ 29 日　日本認知心理学会 第 12 回大会 [仙台国際会議場]

■ ホームページ（お知らせ・イベント）

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/]

[イベント告知]

● **「法と人間科学」協賛シンポジウム**
「裁判員裁判と集団意思決定」の開催
2014 年 3 月 22 日（土）14：30 ～ 17：00、
関西学院大学上ケ原キャンパスにて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/419/

● **国際シンポジウム**
「刑事施設での医療をいかに構想するか
－フランスの実践とヨーロッパのパースペクティブ－」
の開催
2014 年 3 月 22 日 (土)　13：00 ～ 17：00、
龍谷大学　深草学舎 22 号館 102 教室にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/ishiduka/archive/444/

[イベント報告]

● **2013 年度　模擬裁判**
2014 年 3 月 2 日（日）午後 1 時～ 5 時、
慶應義塾大学・三田キャンパスにて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/442/

● **犯罪学リテラシー研修**
「～あなたも、犯罪学をしませんか？～」
２０１４年３月３日（月）・４日（火）、
龍谷大学深草学舎 紫光館および至心館にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/429/

※各 URL は、ハイパーリンクになっています。URL をクリックすると、そのサイトが開きます。

実務家と研究者のクロスセクション

実務と学術の融合？
あるいは役割分担・相互作用？

北海道大学大学院法学研究科・准教授　緑　大輔

「実務と学説の関係をどのように形成するのが望ましいのか」という問題は、法学においては古くから議論されてきた事柄である。特に刑事訴訟法学の領域では、実務と学説の間の距離が大きいという指摘が繰り返されてきた。元裁判官の刑事訴訟法学者であった鴨良弼博士は、1977年に「なぜこうも、法の研究者の見解と法実務家のそれとがきびしく相違するのかと、やりきれない感じにおそわれることがしばしばある」と述懐した。

そのような指摘が生じる原因として、いくつかの理由が考えられる。それぞれが重んじる価値観の相違もあったと思われるが、一般論としていえば、解決しようとする課題の設定の仕方や、その解決のために用いる手法にも違いがあったことも影響しているのだろう。学説はその性質上、どうしても普遍性が高く汎用性のある理論の構築を目指す傾向にある。それに対して、実務は個々の事件の妥当な解決に主たる関心があるため、その事件のためにオーダーメイドされた論理を期待する側面があるのだろう。抽象化された学説が、具体的な事象を扱う実務のあらゆる問題に対して、明確な指針となる「答え」を与えることは難しい。

この問題は、おそらく法学固有の問題ではない。過去の『法と人間科学通信』においても、何度かこの問題への言及がなされてきた。心理学等の人間科学の領域においても、現実に直面する個々の事件に人間科学の知見を用いることができるか否かが、鋭く問われ、汎用性の高さを目指して構築されたはずの理論が、個々の事件との事実の相違などを指摘されて適用されずに終わることも少なくないであろう。逆に、個々の事件に即した証拠評価に立ち入ると、実務家が行う事実認定との違いを十分に意識してもらえぬまま、耳を傾けてもらえなかったことも、ときにはあったのかも知れない。

しかし、両者の「融合」が困難かといえば、少なくとも不可能ではないと思う。刑事訴訟法学においても、実務と学説の間の対話は1990年代以降、更に法科大学院の設置や司法制度改革等の要因も加わって、相当程度進みつつあるように感じられる。そこでの様子と対比するに、もし「融合」の意味するところが、実務家からの問題提起を受けて、研究者が汎用性の高い理論を構築し、実務にフィードバックするという相互作用と役割分担を指すのであれば、それは関係する実務家・研究者の意欲次第で生産的な営みをもたらすはずである。とりわけ、実務の運用が固まっていない制度の変革期においては、問題設定が適切になされ、かつその論理の射程が明晰な研究成果は、実務家にとっても吸収しやすいものになるだろう。

冒頭で引用した、「やりきれない感じ」を抱く鴨博士は、次のような言葉を投げかけている。「法学者は、その盲点となりがちな現実面について法実務からのよい示唆をうけ、また、法実践者は、その得手ではない部分について法研究者からのよい刺激をうけて正しい法形成に互に協力する。法研究者の法と法実践者の法は、本来、吸引しあう関係におかれ、排斥しあう関係にはないはずである」と。実務と学術の「融合」の一つのありようを、この言葉は凝縮しているのではないか。そして、「法研究者」という言葉は、心理学等の人間科学者にもあてはまるではないか。

さて、引用したエッセイの題名は「法の育ち」であった（ジュリスト630号10頁）。この題名は、鴨博士が、「正しい法形成」を育てるための土壌に研究（学術）も実践（実務）も不可欠な養分だと認識していたことを示唆する。「法と人間科学の育ち」にとっても、このことは同様にあてはまると私は信じる。

研究アゴラ

論文紹介

城下裕二（著）「裁判員裁判における量刑判断」

白取祐司（編）『刑事裁判における心理学・心理鑑定の可能性』（日本評論社、2013 年） pp.215-248

北海道大学大学院法学研究科・教授　城下 裕二

本論文は、執筆時点までの裁判例と統計データを手がかりとして、裁判員が関与した量刑の状況を確認しながら、量刑理論とのかかわりで考察しておくべき若干の問題を取り上げ、さらに、最近その重要性が再認識されつつある「情状鑑定」について言及するものである。その意味では、いわゆる規範学としての刑（事）法の論文であるが、裁判員裁判における量刑の実態を検討されている心理学・社会学などの研究者の方々にも読んでいただければと思う。それは、次のような問題意識に基づいているからである。

裁判員制度を導入した意義について、しばしば「量刑に一般国民の健全な社会常識を反映させる」ということがいわれる。こうした目標を掲げること自体におそらく異論はないであろうが、ここでの問題は、「量刑に社会常識を反映させる」とは、具体的に何を意味するのかということである。別な言い方をすれば、裁判員裁判の「導入前」と「導入後」で、量刑の何が変化することが期待されているのか、ということである。

実際にも、裁判員裁判が開始されてから、「導入前」と「導入後」の量刑の比較研究が行われている。多くは、いくつかの犯罪について、言い渡された刑（宣告刑）が重くなったか、あるいは軽くなったか、死刑判決は増加したか、といった観点から検討するものである。こうした考察はもちろん重要であり、かつ必要でもあるが、そうした「量刑の結果」だけが、「変化」を検証する際の指標になるわけではない。

ここで注意しておかなければならないことがある。そもそも量刑がどのようにして導かれるべきかという一般的な原理（「量刑基準」）は、刑罰の本質・目的によって決まってくる。しかし、考えてみると、裁判員制度の「導入前」と「導入後」とでは、刑罰の本質・目的には何らの変更もないはずである。そうであるなら、裁判員制度が導入されたあとでも、量刑基準そのものには変化はない。というよりも、変化があってはいけないのである。量刑基準自体は、裁判員に対して裁判官が説明し、理解してもらう前提ないし枠組みなのであって、「国民の社会常識を反映させる」べき対象ではない。

それでは、どのように考えるべきか。本論文では、量刑判断のプロセスに着目した。量刑は、①考慮すべき諸事情について事実認定を行い、②量刑基準を設定し、③その基準にしたがって個々の事情を評価・比較衡量し、④それらを「懲役〇〇年」といった特定の刑の種類と分量に変換する、というステップをふむことになる。このように捉えることのメリットは、量刑を、感覚的・総花的ではなく、論理的・分析的に、かつ透明性を保って導くことができる点にある。結論から述べるならば、「健全な社会常識」は、上記の①、③および④の段階において反映されるべきものである。繰り返しになるが、②はそうした対象にはならない。この区別を踏まえてはじめて、裁判員裁判における量刑のあり方を「人間科学的」に検討することができるものと思われる。比喩的には、次のように表現することが許されるだろうか。「裁判員裁判になっても、量刑の〈ものさし〉そのものには変化はない。変化すべきは、ものさしの〈測り方〉である」――と。

法と人間科学支援室

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912

※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 8

2014年6月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50音順），支援室

◆目　次

■ 法と人間科学支援室からのお知らせ ---------- 1

国際シンポジウム「取調べと可視化：新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」開催のお知らせ

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2

「カルトからの回復」試論

北海道大学　櫻井　義秀

■ 研究アゴラ ---------- 3

研究紹介

「刑事事件と科学鑑定
～和歌山カレー事件における科学鑑定の意味～」

龍谷大学　石塚　伸一

巻頭歳時記

6月と言えば、本州の多くの地域は梅雨入りです。北海道は梅雨がないことも魅力の1つですが、近年は札幌も湿度が高く残念なところです。

初夏の十分な太陽の恵みとたっぷりの雨が大地に実りをもたらすように、法と人間科学の活動も初夏を皮切りに活気づいていきます。6月には仲班の司法面接研修が北大で、そして7月は、法と人間科学などが主催する国際シンポジウム「取調べと可視化：新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」が立命館大学朱雀キャンパスにて開催されます。詳しい内容は下記および法と人間科学のHPをご覧下さい。万障お繰り合わせの上、奮ってご参加の程よろしくお願いします。（支援室・高橋）

法と人間科学・総括班からのお知らせ

■ 国際シンポジウムのご案内

※以下にご案内のメールアドレスは、
＊を＠に換えてご利用下さい。

2014年7月に、当領域も主催している国際シンポジウムを開催します。概要について下記の通りご案内いたしますので、奮ってご参加下さい。随時当領域HPに最新情報をアップデートいたしますので、合わせてご覧下さい。(http://law-human.let.hokudai.ac.jp/)

●国際シンポジウム　日英通訳付き
「取調べと可視化：新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」開催のご案内

現在、「取り調べの可視化」の実現に向けての議論が大詰めを迎えています。本シンポジウムでは、取り調べの可視化に関連する研究成果を国内外から報告し、実現に向けて有益な情報提供を行います。また、国際的かつ実務的観点からアカデミックで闊達な議論の場とし、取り調べの可視化実現に科学的見地から貢献することを目指します。

■ 日時：２０１４年７月２０日（日）
10：00 ～ 18：00（9：30受付開始）

■ 場所：立命館大学 朱雀キャンパス（京都市中京区西ノ京朱雀町1）
最寄り駅：JR・地下鉄「二条」駅から徒歩2分、
阪急「大宮」駅から徒歩10分、
アクセス：http://www.ritsumei.jp/accessmap/accessmap_suzaku_j.html

●対象：関連分野の研究者、実務家、学生など

【申し込み方法】
参加を希望される方は、下記ＵＲＬより事前にお申し込み下さい。
http://www.ritsumeihuman.com/news/read/id/76

主　催：
日本学術振興会科学研究費・新学術領域「法と人間科学」
立命館大学 R-GIRO「文理融合による法心理・司法臨床研究拠点（法心理・司法臨床センター）」
立命館大学人間科学研究所・文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「インクルーシブ社会に向けた支援の<学＝実>連環型研究（修復的支援チーム）」

実行委員会：
委員長：稲葉光行（立命館大学　政策科学部　教授）
オーガナイザー：指宿信（成城大学　法学部　教授）
事務局長：若林宏輔（立命館大学　文学部　助教）

詳しいご案内は、法と人間科学HPをご覧下さい。
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/427/

プログラム（仮）

9：30　受付
10：00　開会挨拶　　指宿 信 教授（成城大学）
10：10　基調講演　　稲葉 光行 教授（立命館大学）
10：30　招待講演　　仲 真紀子 教授（北海道大学）
11：00　シンポジウム

●第1部　オーストラリア（11：00 ～ 12：30）
・報告者：　ジェーン・デラハンティ教授（チャールズ・スタート大学）
　　ディビッド・ディクソン教授（ニューサウスウェールズ大学）
・コメンテーター：　秋田 真志 氏（弁護士・大阪弁護士会）
・司会：　指宿 信（成城大学）

*** 昼食（12：30 ～ 13：30）

●第2部　韓国（13：30 ～ 15：00）
・報告者：　Eunkyung Jo 教授（翰林大学）　Ro Seop Park 教授（翰林大学）
・コメンテーター：　遠山 大輔 氏（弁護士・京都弁護士会）
・司会：　山田 直子 教授（関西学院大学）

*** 休憩（15：00 ～ 15：20）

●第3部　日本（15：20 ～ 16：50）
・報告者：　高木 光太郎 教授（青山学院大学）、
　　渕野 貴生 教授（立命館大学）
・コメンテーター：　小坂井 久 氏（弁護士・大阪弁護士会）
・司会：　中島 宏 教授（鹿児島大学）

●第4部 全体討議（16：50 ～ 17：50）
・指定発言者：　浜田 寿美男 教授（立命館大学）、
　　仲 真紀子 教授（北海道大学）
・司会：　指宿 信 教授（成城大学）

17：50　閉会挨拶　　サトウタツヤ 教授（立命館大学）
18：30　懇親会（司会：吉井 匡 准教授（香川大学））

実務家と研究者のクロスセクション

「カルトからの回復」試論

北海道大学大学院文学研究科　櫻井 義秀
(2012 ～ 2013 年度公募研究班代表)

2012 － 13 年度に実施させていただいた公募研究を終了するにあたって、研究の成果を所感も交えながら書き留めておきたい。カルト予防を目的とした実務家研修を 2 度実施し、またカルトから脱会した元信者の精神的回復を支援している数名の臨床心理士の方々と一緒に研究会も進めてきて、あらためて回復のプロセスを模式化することの難しさを認識した。

オウム真理教や統一教会といった違法行為を行う教団に所属した元信者たちが、脱会後に長期間煩悶・反省の日々を過ごし、過去を語れないなかで社会復帰の道を歩まなければいけないことは誰しも察しがつくことと思う。脱会信者の数は、オウムでも一万人、統一教会でも数万人に達するだろう。ここまでのカルトでなくとも正体を隠した勧誘をしたり、違法な健康食品を売りつけたり、献金を強要したりして自分のこころはもとより関わった人たちのこころにも傷を負わせたことを後悔している人たちは多いと思う。

カルトからの回復は、元信者たちのこころの回復（心理的サポート）と金銭的被害の回復（損害賠償請求訴訟）の両面で進められ、訴訟では日本が世界をリードしている。諸外国では、未だに元信者に対して「自業自得」と冷たい視線を送る学者や市民が少なくない。

現時点において私がまとめたこころの回復を促進する諸要素は、右図に示した時間・情報・人間関係と回復力（レジリアンス）である。

時間は新しい自分を再構築するために必要である。信者を 10 年やった人は回復まで 10 年を要すると私が述べたところ、カウンセラーにはそれは厳しすぎる、4 倍かかる人もいると指摘された。

情報とは、自分がなぜカルトに巻き込まれて活動を継続してしまったのか、カルト側からの心理操作的な働きかけ（マインドコントロール）と自分の志向性を吟味して、過去の経験を理解するために必要である。この理解がないと不全感が持続し、自分の災難を理解し新たな意味体系を示してくれる人を求める。表現は悪いがカルトの「はしご」はしばしば起こる。

だからこそ元に戻らないように支える人たちが必要になる。それは家族や自助グループであったりカウンセラーだったりする。人間関係の面での支え手にかかる研究や実践が日本では不足している。嗜癖の治療は医療や精神衛生においてかなり制度化されているが、カルトの問題はまだまだ宗教問題として扱われ、公的機関が介入しないからである。

最後に、回復力である。それは本人の生来の力なのか、生育歴や社会経験に由来するのか、判然としない部分が多い。後者だけなら、カルトの二世・三世信者はどうしたらよいのか。

まだまだ探求すべき課題は多く、具体的に目の前にいる対象者への支援をやめるわけにはいかない。来年の初め頃に、回復をめぐる論考とカウンセラーたちの経験を集積した『カルトからの回復』と題する書籍を北海道大学出版会から編著で刊行する予定なので、気にとめておいていただければ幸いである。

何がその人を回復させるのか？

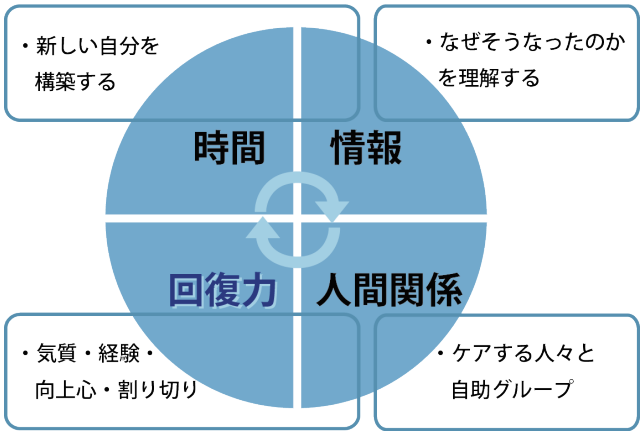

研究アゴラ

研究紹介

「刑事事件と科学鑑定 ～和歌山カレー事件における科学鑑定の意味～」

『龍谷法学』第 46 巻 4 号、2014 年 3 月、1141 ～ 1206 頁

龍谷大学　教授　石塚伸一

2013 年 8 月 26 日、刑事司法にお ける人間科学的知見活用のための方法論を研究する方法論ユニットでは、「刑事事件と科学鑑定――和歌山カレー事件における科学鑑定の意味――」をテーマに公開シンポジウムを開催した。

毒物学の世界的権威・杜祖健氏（コロラド州立大学 名誉教授）の基調講演の後、いわゆる「和歌山カレー事件」の弁護人・小田幸児弁護士（大阪弁護士会）と蛍光 X 線分析の研究者・河合潤教授（京都大学大学院 工学研究科）に報告していただき、討議に入った。フロアーから、合志陽一氏（元東京大学工学部長）や本件の鑑定人・谷口一雄氏（元大阪電気通信大学工学部教授）にも議論に参加していただいた。

「和歌山カレー事件」は、1998 年に起きた。当時、最高の技術だといわれた SPring-8 という大型蛍光エックス線分析装置による鑑定結果が有罪認定の決定的証拠となった。しかし、科学技術の進歩には目覚ましいものがある。新しい技術から見れば、前の時代の判断がおかしいと指摘されても不思議ではない。「誤りがあればこれを正す」。これが進歩である。

河合潤教授は、『現代化学』（東京化学同人）2013 年 6 月号に「和歌山毒物カレー事件の鑑定の信頼性は十分であったか」という論文を発表した。SPring-8 を使って行われた中井泉教授（東京理科大学）の鑑定が、化学のルールに照らすと問題があると指摘したのである。これに対して、中井教授が同誌 8 月号に「放射光 X 線分析による和歌山毒カレー事件の鑑定――鑑定の信頼性に対する疑問に答える――」（中井泉＝寺田靖子）という反論を書き、現在、分析化学の学界を巻き込んだ論争になっている。この論争は、海外にも波及している。

杜氏によれば、「和歌山カレー事件」のような鑑定は、アメリカでは証拠として採用されない。日本の裁判所や科学鑑定では、学術の世界 とは異なる「緩和された基準」が通用しているようである。このような状況の中で再審請求は進んでいる。

上記のシンポジウムの成果をまとめた論稿の抜き刷り（『龍谷法学』第 46 巻 4 号、2014 年 3 月、1141 ～ 1206 頁掲載）をご希望の方は、下記までご連絡ください。（ishizuka ＊ law.ryukoku.ac.jp）

※メールアドレスは、＊を＠に換えてご利用下さい。

総括班支援室から領域メンバーへのお願いと行事予定

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班 支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

「第 8 回 東アジア法と心理国際会議」開催のおしらせ

2014 年 10 月 17 ～ 19 日 北京にて開催されます。

この会議は、2007 年に立命館大学にて日韓法と心理学生セミナーとして両国の若手研究者が英語での報告を持ち寄って開催した会議が母体となっています。2012 年からは中国も参加し名称を東アジアと改めました。昨年は韓国春川で開催、今年は北京で予定されています。**多くの院生・PD 等の参加報告を求めます**。エントリ等の仔細は近日中に「法と人間科学」HP などネットで案内されます。

（文責：立命館大学 教授　サトウタツヤ）

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 9

2014 年 9 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■ 法と人間科学・総括班支援室からのお知らせ ------ 1
・10 ～ 12 月のイベント情報
・ニューズレター vol.6

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「足利事件の教訓は？」
弁護士　笹森　学

■ 研究アゴラ ---------- 3
監訳著書の紹介
「LexisNexis アメリカ法概説シリーズ⑨
アメリカ捜査法」
成城大学　指宿　信

巻頭歳時記

虫の音が耳障りよい秋は、読書の秋でもあり、学問・アカデミックとは縁が深い季節です。学会やシンポジウムも各地で盛んに開催されます。先号で紹介した 7 月の国際シンポジウムは、盛会のうちに終了し、法と人間科学の国際的なインタラクションの重要性を実感するものとなりました。実務家研修は、9 月 15 日に櫻井教授（北海道大学）企画の大学のカルト対策 3 が実りある議論を得て終了し、10 月 21 ～ 22 日、11 月 10 ～ 11 日に仲教授（北海道大学）の司法面接研修、11 月 24 日に田中准教授（四天王寺大学）企画の子どものための司法面接研修が開催されます。11 月 24 日の研修は、参加希望者が非常に多く、定員を遙かに上回るご応募をいただいております。たくさんのご応募ありがとうございました。そこで、急遽、同内容研修開催を日程調整中です。ご期待下さい。10 月 24 日には、拡大・総括班会議があります。新公募班の先生（H26-27 年度）のお披露目と研究紹介がメインです。公募班の先生はもとより総括班以外のメンバーのみなさまにも是非ご参加くださいますようお願いいたします。（支援室・高橋）

法と人間科学・総括班支援室からのお知らせ

■ 10 ～ 12 月のイベント情報

★ **10 月 17 ～ 19 日　The 8th East Asian Psychology and Law Conference ［ 北京・中国法政大学 ］**
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/538/

■ 10 月 18 ～ 19 日　日本犯罪社会学会第 41 回大会 [京都産業大学]

★ 10 月 21 ～ 22 日　司法面接研修（第 3 回　法と人間科学・実務家研修 ）[北海道大学]

★ **10 月 24 日　法と人間科学・拡大総括班会議 ［ 関西学院大学・大阪梅田キャンパス ］**
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/116/539/

■ 10 月 25 日～ 26 日　法と心理学会第 15 回大会
[関西学院大学・西宮上ヶ原キャンパス]

★ 11 月 10 ～ 11 日　司法面接研修（第 4 回 法と人間科学・実務家研修 ）[北海道大学]

★（日程調整中）　第 5 回 法と人間科学・実務家研修
「大学のカルト対策 4」

★ **11 月 24 日　第 6 回 法と人間科学・実務家研修**
「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」
［ 四天王寺大学・サテライトキャンパス ］
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/541/
※定員に達したため募集を締め切りました。
※年度内に同内容の研修開催（同会場）の日程を調整中です。

■ 12 月 13 日　法と精神医療学会第 30 回大会
[専修大学・神田校舎]

★ 法と人間科学のイベント

■ ニューズレター vol.6

9 月に、法と人間科学・ニューズレター vol.6 を発行いたしましたので、下記に目次をご紹介いたします。今週発送予定ですので、皆様のお手元に届きますまで、今しばらくお待ち下さい。

● 巻頭：新・公募班の紹介
● 2013 年度 模擬裁判の開催レポート（2）
　慶應大学・教授　伊東 裕司
●各班からのレポート（石塚班・櫻井班）
　・「犯罪学リテラシー研修」を実施して
　　龍谷大学・教授　浜井 浩一
　・実務家研修「カルトからの回復を考える」を実施して
　　北海道大学大学院・教授　櫻井 義秀
●フロリダ国際大学の Ronald Fisher 先生を訪問して
　―認知面接に関する質問―
　　慶應大学先導研究センター・研究員　松尾 加代
●札幌法と心理研究会レポート
　・若手研究者による研究報告
　　北海道大学大学院・助教　橋場 典子
　・各月の活動
●イベントカレンダーとお知らせ

>> pdf 版ニューズレター vol.6
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/assets/files/newsletter/NL-vol6_1409.pdf

実務家と研究者のクロスセクション

「足利事件の教訓は？」

北海道合同法律事務所・弁護士　笹森 学

笹森 学 先生は、4 月度の札幌法と心理研究会にて、「裁判員制度における任意性立証の一事例」という題目で、ご講演されました（ニューズレター vol.6, p5 参照）。そこでは、弁護士のお立場からの貴重なお話をいただき、実際に担当された事例の尋問の様子を DVD などで紹介し、それらをもとに知的に問題のある方への尋問の問題点や改善すべき点などについて、当領域の法学者、法社会学者、心理学者と検討しました。ここでは、その時にご講演いただいた内容と関連してご執筆いただきました。

私は、法と人間科学領域の研究会において、傷害致死の裁判員裁判で、自白調書が採用されず被告人の言い分が認められ、被告人に無罪が言い渡された事件を報告した。その根拠は取り調べの様子を記録したＤＶＤだった。報告しながら私は担当した足利事件を思い出していた。

足利事件は、菅家利和さんが冤罪に泣いた事件である。5 歳の被害者女児真実 (まみ) ちゃんの半袖下着に付着していた遺留精液のＤＮＡ型が菅家さんの型と一致し、菅家さんも当初自白していたとして無期懲役の判決が確定、菅家さんは収監されていた。ところが、再審請求段階の東京高裁で実施されたＤＮＡ鑑定で、型は一致しないとされ、菅家さんは 19 年ぶりに再審無罪となった。再審公判では、警察のＤＮＡ鑑定が誤鑑定であったかどうかと、菅家さんの自白はもともと証拠能力がなかったという点が争いになった。検察側は警察のＤＮＡ鑑定が誤鑑定だったという点を徹底的に争った。特に、警察のＤＮＡ鑑定と同じやり方で鑑定し、警察の鑑定と違う結果を出した法医学者は人格攻撃も含め徹底的に攻撃された（その結論は警察のＤＮＡ鑑定はまさに誤鑑定だと証明するものだからである）。

裁判所は、警察のＤＮＡ鑑定は証拠能力が認められない鑑定だったことを認めたが（理由は誤鑑定ではなく科学的に信頼できる方法で行われたとはいえないというもの）、菅家さんが法廷でした自白は有効とした（但し、虚偽自白だから全く信用できない、とした）。自白の証拠能力を検討する証拠として別件の幼児殺しの際の取り調べ録音テープが法廷で取り調べられた。足利事件もやってないとする菅家さんの言い分を検察官が撤回させる様が如実に録音されている（刑事の体育会系の物言いに圧倒される取り調べ録音もある）。

菅家さんと弁護団は検察官に対し「ともに誤判原因を突き止めようではないか」と訴えたが、検察官は再審公判の役割ではないとして拒否、無罪判決に即日控訴権を放棄して判決を確定させた。

足利事件について警察、検察、日弁連は検証報告書を公表したが、裁判所は検証自体を行わなかった。警察は、足利事件でのＤＮＡ鑑定が誤鑑定であったことを否定したままである。そして、検察は真実ちゃんの半袖下着を返還しないし、録音テープの公表をせず、弁護人は録音テープの廃棄を求められた（証拠開示の条件だったから）。菅家さんがなぜ自白したかの科学的解明は司法の闇の中である。

それゆえ、法と人間科学の分野で足利事件の教訓を真に総括して頂くことを期待している。

研究アゴラ

監訳著書の紹介

「LexisNexis アメリカ法概説シリーズ⑨　アメリカ捜査法」

Understanding Criminal Procedure, 4th Edition, Volume1:Investigation

成城大学　教授　指宿 信

「お前には黙秘する権利がある」

アメリカのドラマを見ていると警官が被疑者を逮捕する際に告げるお決まりの台詞に出会う。周知のとおり、これは「ミランダ警告」と呼ばれ、アメリカ最高裁判例が定めた逮捕手続を適法とする要件のひとつである。

日本ではこうした規範はないものの、アメリカ（米）法の影響は小さいものではない。有名な「違法収集証拠排除法則」（違法に収集された証拠については証拠価値が変わらないとしても証拠能力を与えないというルール）もアメリカ生まれだ。

そうしたことから、米法の動向調査は基礎的なリサーチとして不可欠だし、研究も盛んだ。多くの米国判例が紹介されており、米国を研究素材にする論考も多い。彼の地に留学したり在外研究で過ごす研究者も多い。米法研究を主題とする日米法学会からは機関誌「アメリカ法」が年２回も刊行されている。

ところが、これまで米国刑事手続法の標準的テキストが翻訳される機会は非常に乏しかった。名著と呼ばれる出版物がこの分野で翻訳されるケースもほとんどなく、研究者なら原語で読めばよいという考えが支配してきたのだろう。

しかし、外国語で書かれたテキストから必要な箇所を即座に見つけ出し必要な情報を得ることは、実務法曹にとっては苦痛を伴う作業のはずだ。研究者でも網羅的に米法の判例や学説を参照できるツールは便利だろう。本書は米国の多数のロースクールで採用されている良書で定評もあり、訳出によって日本の法学研究のみならず刑事弁護の第一線で活用されることが期待される。

もっとも、こんにち法曹界で外国法へのリスペクトが相対的に低下している点は大いに気になるところである。法解釈にあたって最高裁判例を絶対視したり、外国法研究に対して「出羽の守」といって揶揄するなど、外国に学ぶ必要はないといった兆候が見られるのは由々しき事態だ。法域が違っても同じ法律論点を扱う以上、必ず参考となる発想や論争があるはずだ。海を越えておこなわれている激しい議論が、あなたの頭をきっと刺激するはずである。（了）

【参考】http://lexisbookstore.jp/book/fm/000598.html

ジョシュア・ドレスラー、アラン・C・ミカエル 著、（監訳）指宿 信
出版社：　レクシスネクシス・ジャパン
ISBN-13：978-4-902625-94-3
発売日：　2014 年 5 月 20 日
判型：　A5 判
定価：　￥13,000 ＋税

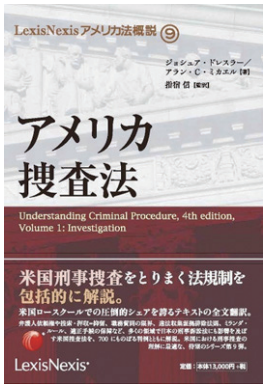

※ニューズレター vol.6 p6 でも概要をご紹介しています。

総括班支援室から領域メンバーへのお願いと行事予定

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班 支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp，Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 10

2014 年 12 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」　代表：仲 真紀子
総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50 音順），支援室

◆ 目　次

■ 法と人間科学・総括班支援室からのお知らせ ------ 1
- 第 2 回 東京法と心理研究会
- 第 6 回実務家研修「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」
- 第 7 回実務家研修「大学のカルト対策 4：レジリアンス（回復する力）とメンタルヘルス」

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「科学と実学」　立命館大学　徳久 恭子

■ 研究アゴラ ---------- 3
分担執筆著書の紹介
「成人期 ADHD 診療ガイドブック」
北海道医療大学　金澤 潤一郎
- 総括班支援室からのご案内：札幌法と心理研究会へのお誘い（12,1 月度のご案内）

巻頭歳時記

10 年ぶりと言われるみごとな紅葉の余韻に酔いしれる間もなく、札幌には白い季節がやってきました。10 月に、拡大版総括班会議が開催されました。新公募班の研究紹介および計画班の研究経過報告、さらに、国際シンポジウムや実務家研修など今年度前半の当領域の主要イベントについて企画者から報告があり、領域全体で活動成果を共有しました。実務家研修は、北海道大学での司法面接研修 10 月 21 ～ 22 日、11 月 10 ～ 11 日 (講師：仲教授（北海道大学)) があり、11 月 24 日に、田中准教授（四天王寺大学）企画の「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」が、元公募班代表の安田准教授（立命館大学）と仲教授の協働で開催され、盛会のうち終了しました。この研修は、好評のため、年明け 1 月 12 日に同内容・同会場にて再開催いたします。続いて 1 月 24 日には、元公募班の櫻井先生企画の「大学のカルト対策 4」も開催されます。さらに、12 月 14 日の東京法と心理研究会、3 月 28 日の模擬裁判、3 月 29 日の全体会と年度末まで充実した活動が続きます。（支援室・高橋）

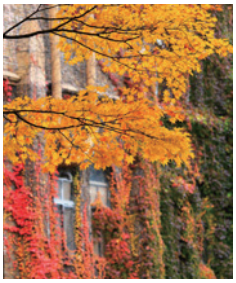

「法と人間科学」主催イベントのご案内

■ 第 2 回 東京法と心理研究会 開催

参加費無料
参加登録不要

第 2 回東京法と心理研究会を成城大学にて開催いたしますので、奮ってご参加下さい。内容の詳細は以下をご参照下さい。

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/558/

■日時：2014 年 12 月 14 日（日）13 時 30 分～ 17 時 30 分
■場所：成城大学 7 号館 723 教室

●個別報告（13 時 30 分－ 15 時 00 分）

・**遠山 大輔**（京都弁護士会・白浜法律事務所）
「捜査側が目撃者に不当な影響を与えようとした事例：単独面通し等」

・**徳永 留美・篠田 博之**（立命館大学）
「人の顔色の色名と想起される色の対応について」

●シンポジウム「目撃証言の信用性をめぐって：心理学の最前線」
（15 時 15 分－ 17 時 30 分）

コーディネイター・司会　指宿 信（成城大学・教授）

・**基調講演　厳島 行雄**（日本大学・教授）
「目撃証言のいま」

・**特別報告　松尾 加代**（慶應義塾大学・研究員）
「質問紙方式による目撃証言の収集
―Self-Administered Interview の紹介―」

コメンテーター　一瀬 敬一郎（弁護士・東京第二弁護士会）

※札幌法と心理研究会の 12 月度、1 月度の開催案内は、
3 ページに掲載しておりますので、
そちらも合わせてご覧いただきますようお願いいたします。

■ 第 6 回 実務家研修 開催

参加費無料

「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理」

11 月 24 日開催の同研修が好評だったため、アンコール開催いたします。

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/559/

■日時：2015 年 1 月 12 日（月・祝）13 時 00 分～ 17 時 00 分
■場所：四天王寺大学・サテライトキャンパス（あべのハルカス）
近鉄南大阪線「大阪阿倍野橋」
（http://www.shitennoji.ac.jp/ibu/careers/satellite_office/）

講師：田中 晶子（四天王寺大学・准教授））
安田 裕子（立命館大学・特別招聘研究教員（准教授））
仲 真紀子（北海道大学大学院・教授）
企画：田中 晶子（四天王寺大学・准教授）

【対象】弁護士、警察官・検察官、家裁調査官、児童相談所職員など子どもと関わる職種の方に幅広く

■ 第 7 回 実務家研修 開催

参加費無料

「大学のカルト対策 4：レジリアンスとメンタルヘルス」

大学のカルト対策の 4 回目です。これまでに参加された方も、初めての方もどうぞご参加下さい。櫻井教授の講演とインタラクティブなグループディスカッションによる研修となっております。

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/638/

■日時：2015 年 1 月 24 日（土）13 時 15 分～ 16 時 15 分
■場所：一般財団法人 主婦会館プラザエフ・会議室
JR「四ッ谷」駅、麹町口前

・**講演　櫻井 義秀**（北海道大学大学院・教授）
「レジリアンス（回復する力）とメンタルヘルス」
・**分科会：「学生のレジリアンスをどう高めていくか」**

【対象】カウンセラー、高校・大学の学生支援・学生相談に携わる方

実務家と研究者のクロスセクション

「実学と科学」

立命館大学 法学部　教授　徳久 恭子

徳久先生は、本年度８月より、当新学術領域研究「法と人間科学」の学術調査官を担当していただいております。先だっての拡大版総括班会議にもご登壇いただき、学術調査官の概要などをお話しいただきました。ここでは、当領域に対して客観的な視点からコメントをいただきました。

法と人間科学(Law and Human Sciences)。日本において、法と人間科学の止揚を目指す本研究は、新学術領域研究にふさわしい課題といえる。このように書くとおおげさに聞こえるかもしれない。たしかに、欧米では、犯罪という現象の実態解明を心理学や脳科学、犯罪学、刑事政策、倫理学、社会学、教育学など個別の学問領域から迫るとともに、学際的な研究を進めることで、シナジー効果を得ようとする試みがさかんに行われている。一方、日本では、その必要性を理解しながらも、領域間の連携が遅れていることは否めない。その理由を探るだけで、一つの論文が書けそうだが、それは別の機会に譲ることにして、ここでは直観的な私見を述べさせて頂きたい。

周知のように、日本における高等教育は明治に入り、順次築かれた。黒船来航による開国が物語るように、当時の世界では、欧米の列強諸国による勢力圏拡大競争が行われており、植民地化を避けるには、欧米型の近代国家を整える必要があった。明治政府は富国強兵や立憲制の導入を急いだが、その実現には担い手（官僚や技術者）が欠かせない。こうした理由から、1877 年 4 月に法・理・文・医の 4 学部からなる東京大学（1886 年に東京帝国大学と改称）が設立される。官僚育成を担った法学部は、ドイツ官房学の影響を受け、国家を管理するための技能が研究・教育された。1885 年に文学部にあった「政治学及び理財学科」が法学部に移管されたことは、法学部が国家学の担い手であることを象徴するが、戦前の法学は統治と不可分の実学という位置づけを強めることになる。

犯罪という行為が社会秩序を不安定化するという点に着目すれば、統治の論理でそれに向き合う意味は十分にある。しかし、そこからは、犯罪という行為がなぜ起きるのか、犯罪という行為を矯正することは可能なのかという関心は生まれにくい。社会的動物である人間が求める秩序は、犯罪の抑止と制裁、矯正によって保たれる以上、これらの解明は不可欠で、ここに法学と人間科学が連携する意義がある。

そもそも犯罪はなぜ起こるのか。この壮大な問いに門外漢の私が答えることは到底できないが、犯罪は社会現象の 1 つの機能といえる。というのも、犯罪は社会環境とともに変化するからだ。たとえば、グローバル化に伴う流出入人口の増加は彼・彼女らが事故や犯罪を行う／巻き込まれるリスクを増やすし、高齢化や家族形態の多様化、医療技術の進歩などは生き方や死に方に係る問題を惹起させる。また、医学の発達により明らかになった発達障害や認知症という病気は、司法の場でそれを患っている人たちへの特別の対応が必要であることを正当化し、政策的対応を求める。つまり、犯罪という逸脱行為は環境が促す側面もあるし、身体的な問題から生じることもあり得、科学はその実態究明を促す一方で、それを促進する可能性をもち得る諸刃の剣として関与する。

では、このような複雑な因果関係をもつ犯罪という現象に私たちはどのように向き合えばいいのだろうか。司法制度改革により裁判員制度が導入され、素人の関与が求められる今日、社会的弱者への新たな対応が求められる昨今、そうした問いが広く聞かれるようになった。本研究プロジェクトが予定する「社会実装プログラム」の作成は、その問いに手がかりを与える可能性をたぶんにもっている。変化する社会におけるニーズの把握と関係者との対話を通じた「現場知」の獲得、それを相対化し科学的な処方箋を示す「専門知」の提供。こうした正のフィードバックを生み続けることは、変化し続ける社会環境とそのもとで生み出される犯罪に向き合うことを許すからだ。一研究者としては、今後の研究成果とともに、学際的な研究が国内でも十二分に可能であることを示してくれることをこのプロジェクトに期待したい。

研究アゴラ

分担執筆著書の紹介
「成人期 ADHD 診療ガイドブック」

北海道医療大学 心理科学部　講師　金澤 潤一郎

成人期の注意欠如・多動症（Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder：ADHD）に対しては、2000 年以降、薬物療法に加えて心理社会的治療を行うことで治療効果が高まることが実証されてきている。その結果､日常生活を支える対処法の習得や、併存する抑うつ症状や不安症状を自己管理することなど、日常生活上の問題の改善を目的として認知行動療法などの心理社会的治療を付加することが欧米の治療ガイドラインで推奨されている。DSM-5 では ADHD を診断する際には重症度を特定することとなっており、ADHD 症状の重症度や併存症、さらには機能障害の程度を考慮した上で、心理社会的治療を薬物療法に付加する、もしくは心理社会的治療を単独で行うことが治療選択肢となる。

窃盗などの軽犯罪で執行猶予を受けた触法者の中には、ADHD や自閉スペクトラム症など神経発達症群（いわゆる発達障害）の診断を受けている者、あるいは未診断ながらその特徴を色濃く持つ者も存在する。そのため、従来の司法領域や福祉領域での取り組みでは発達障害特性によって、いわば「必然的に再犯を繰り返す者」への司法手続きや福祉的・医療的支援に限界を感じている実務家も多いのではないだろうか。そこで臨床心理学や精神医学における成人期の発達障害支援の知見を活用することが、小生が研究代表者である法と人間科学の公募班研究「福祉領域での発達障害特性を考慮した触法者に対する臨床心理学的コンサルテーション」の目的である。

本書では成人期の ADHD について、疫学、評価と診断、治療法､社会（福祉）的支援など幅広い領域にわたって､精神医学、臨床心理学、社会福祉学などの当該分野の専門家が分担して執筆している。小生は僭越ながら、心理社会的治療の「ADHD に対する精神療法の考え方」を担当した。その内容としては、心理社会的治療・支援の目標、有用な臨床心理学の理論、治療構成要素、臨床上の留意点である。現段階で当該分野における本邦での診療ガイドラインともいえる本書は、小生の担当部分以外は良著である。ぜひ法と人間科学の実践家・研究者の先生方にもご一読をお願いしたい。明日からの支援のヒントが記されているはずである。

【参考】
http://www.jiho.co.jp/shop/list/detail/tabid/272/pdid/44706/Default.aspx
成人期 ADHD 診療ガイドブック
監修：樋口輝彦・齊藤万比古
出版社：じほう
ISBN-13：978-4-8407-4470-6
発売日：2013 年 8 月
判型：A5 判
定価：2,592 円（税込）

総括班支援室からのご案内

札幌法と心理研究会へのお誘い

札幌法と心理研究会は、概ね月 1 回開催しております。参加は無料です。ご興味のある方は、法と人間科学・総括班支援室に事前にご連絡の上、ご参加下さい。

●日時：１２月１９日（金）１９時００分～

●場所：北海道大学人文社会科学教育研究棟（W棟）**W 309**

●題目：

「仙台地検における再犯防止と被害者への福祉支援
―児童からの事情聴取の際の司法面接の活用と児童保護の取組みについて」

●報告者：千田　早苗　氏
（仙台地検刑事政策推進室　主任捜査官）

http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/565/

１月度は、報告者に当領域の公募研究班代表者の松本克美教授（立命館大学）と秀嶋ゆかり弁護士（釧路 PTSD 訴訟原告弁護団）をお迎えして、1 月 16 日（金）18：30 より、北海道大学・学術交流会館・第３会議室にて開催する予定です。

＜連絡先＞
〒 060-0810 札幌市北区北 10 条西 7 丁目 北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究「法と人間科学」総括班 支援室
E-mail: lahs ＊ let.hokudai.ac.jp、Tel. (011) 706 - 3912
法と人間科学 HP　http://law-human.let.hokudai.ac.jp/
※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。